

西条市農業委員会 令和5年度 第4回総会 議事録

1. 日 時 令和5年7月5日(水) 午後2時00分から午後2時49分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.8%
推進委員 出席者 30名 欠席者 0名 出席率 100.0%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂	10番	長谷川孝師	22番	戸田 博明
会長代理	12番	渡邊 敏昭	11番	栗田 房信	23番	真鍋 美鈴
委 員	1番	越智 一志	13番	川上 義則	24番	高橋 忠親
	2番	明比 典正	14番	山田 好一		
	3番	徳増 靖記	15番	村上 繁敏		
	4番	一色 達夫	16番	武田 喜義		
	5番	高橋 豊重	17番	伊藤 健一		
	6番	西原 昇	19番	曾我 照一		
	7番	高木キクミ	20番	越智 栄二		
	9番	井上 雅貴	21番	越智 信仁		

○欠席者氏名

18番 青野 武

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	11番	篠森 均	21番	高橋 寿夫
	2番	一色 信之	12番	森田 忠茂	22番	永井 和俊
	3番	石川 孝幸	13番	一色 和成	23番	山内 信政
	4番	加藤 武司	14番	武方 謙一	24番	大西 宗次郎
	5番	伊藤 正夫	15番	武田 義臣	25番	佐々木 則幸
	6番	伊藤 龍二	16番	鈴木 伸二	26番	越智 勝邦
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	27番	玉井 隆志
	8番	宮武 恭宏	18番	山内 強	28番	桑原 俊樹
	9番	岡本 省三	19番	黒川 俊彰	29番	曾我 敏数
	10番	安藤 英利	20番	高橋 正	30番	今井 文雄

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について
- 議案第5号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について
- 議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 議案第7号 西条市農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更に係る意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋修平	西部分室長	戸田 徹
事務局次長	高橋徹也		
事務局主査	渡邊龍也	事務局主任	宇佐美紀興

農水振興課職員

副課長	日野智之	主 事	高橋宗太郎
-----	------	-----	-------

7. 議事内容

事務局	定刻になりましたので、ただ今から、令和5年度 第4回西条市農業委員会 総会を開催いたします。
	皆さま、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。
	はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
事務局	それでは、議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。
	【会長、議長席に着く】
議 長	今日は失礼して、マイクを取らせていただいて進行してまいりたいと思います。

議長 それでは、ただ今より、令和5年度 第4回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

これより先は、着座にて進行しますので、よろしく願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まず、慣例でございますが、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。

長谷川孝師委員、栗田房信委員の両委員にお願いをいたします。

なお、本日、欠席届が18番 青野武委員から出ております。

ただいまの出席農業委員数は、23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告いたしておきます。

書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いをいたします。

議長 議案の審議に入ります前に、第3回総会において、徳増委員さんよりご質問のありました議案第4号、農地利用集積計画関係、所有権移転の整理番号10号、〇〇氏と株式会社 〇〇との売買において、対価が0円での取引となった経緯について、事務局より説明をいたします。

事務局 この件につきまして、株式会社 〇〇の方に確認しましたところ、今から1年半程前に、〇〇氏の方から 〇〇の方に土地を贈与するので使ってほしい旨の話があったそうです。しかしながら、〇〇の希望するエリアではないので当初は断っていたというのが実情でございます。

しかしながら、〇〇氏は、高齢であるため営農ができず、当該農地については、管理のみを行っている状況でありました。最近になり、〇〇氏から、売買代金は0円でいいから当該農地を受け取ってほしいとの切実な要望があり、 〇〇の方としては、受け取って、今後、農地として管理していこうという結論に至ったということで、以上が売買代金がゼロである理由です。

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明で徳増委員さん、よろしいでしょうか。

徳増靖記委員 はい。

議 長 それでは、ただ今より議事に入ります。

農地法第3条 関係

議 長 農地法第3条関係、議案書につきましては3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。
議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願いいたします。
失礼して、着座にてご説明させていただきます。
議案書4ページをご覧ください。

41号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、実の兄である〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

42号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

43号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

44号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地開放のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

45号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から、贈与を受けようとする申請であります。

46号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

議案書5ページをご覧ください。

47号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

48号は、〇〇の 〇〇 氏が、国有財産の売払いにより落札した農地について、所有権の移転を受けようとする申請であります。

49号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

50号は、〇〇の 〇〇 氏が、父である〇〇の 〇〇 氏から、生前一括贈与を受けようとする申請であります。

議案書6ページをご覧ください。

51号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

52号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から、贈与を

受けようとする申請であります。

53号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

54号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

55号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上15件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

審議に移る前に、41号、46号及び51号は新規就農であり、面接を行いましたので、46号を地区委員さんから、続いて41号及び51号の報告を事務局からお願いしたいと思ひます。

まず、46号について、真鍋美鈴委員さんに報告願ひます。真鍋委員さん、よろしくお願ひいたします。

真鍋美鈴委員 失礼します。今回の新規就農希望者につきまして、6月5日に、ここ西条市役所において面接を行いました。面接を行ったのは、渡邊会長職務代理者、戸田委員及び私、真鍋です。当案件の申請人は、〇〇の 〇〇氏、〇歳であります。〇〇氏は現在、〇〇の医療大学校で週2日、半日程度、歯科講師をしております。

〇〇の農地、4,894㎡を買い受け、就農しようとするものです。〇〇氏は現在、空いた時間を利用いたしまして、自宅に隣接している母親所有の田で家庭菜園をしております。今後は、娘である〇〇氏と作業します。〇〇氏ですが3年前から〇〇の認定農業者の元で就農し、指導を受けております。本来なら 〇〇氏で取得すべきところではありますが、今後予定が変わり県外に出る可能性もあるため、父で取得をするということでした。予定している作物は、里芋です。 〇〇氏の就農については、農業経験が未熟なため、 〇〇氏の就農先及び取得農地に隣接する方々にも指導を仰ぎ、互いに協力しながら作業する予定です。そして、 〇〇氏が〇〇に残るのが前提にはなりますが、将来的には、 〇〇氏を代表者とする農業法人を立ち上げる計画をしております。その他、西条市での営農等について指導し面接を終了いたしました。農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 真鍋委員さんにおかれましては、お忙しい中、大変ありがとうございます。

ございました。

引き続きまして、41号及び51号について、事務局より報告いたします。

事務局

41号及び51号について事務局より報告させていただきます。

41号は〇〇の 〇〇 氏、〇才であります。〇〇の農地、450㎡を買い受け、就農しようとするものであります。当該地ですが、〇〇 氏の実兄が相続しましたが、〇〇在住で維持管理ができないため、〇〇の叔父と利用権設定をしていました。しかし叔父も高齢となり耕作を続ける事が難しくなったため、定年退職を控えた〇〇 氏の夫と一緒に自己消費分の野菜を栽培するに至りました。今後、規模拡大する予定はないそうです。また、当該地ですが、〇〇 氏所有の宅地の東側に位置しており接道がなく、 〇〇 氏が耕作するのが最適だと思われれます。

51号は〇〇の 〇〇 氏、〇才であります。 〇〇 氏は鉄工業を経営しております。〇〇の農地、2,055㎡を買い受け、就農しようとするものであります。 〇〇 氏は、父親と〇〇の農地約4,000㎡で水稻をしており、農業経験は10年以上になります。また当該地でも父親と一緒に水稻を予定しております。今後については、栽培の状況を見ながら徐々に規模拡大する予定にしています。

以上を踏まえ、それぞれの地区担当委員と相談した結果、面接は必要ないと判断しましたが、就農調書の提出は受けております。

〇〇 、 〇〇 両氏の就農及び農地の取得については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

以上、15件であります。まず41号から地元の委員さんの意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

地区委員

41号、42号 問題ありません。

43号 問題ありません。

西原昇委員

44号につきましては、申請書類に不備がございましたので、今回、保留ということで報告させていただきます。

議長

44号は保留ということですね。

西原昇委員

はい。

地区委員 45号 問題ありません。
46号 問題ありません。
47号 問題ありません。
48号 問題ありません。
49号 問題ありません。
50号 問題ありません。
51号、52号問題ありません。
53号 問題ありません。
54号、55号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題ないということではありますが、他に、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということですので、44号を保留とし、14件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議長 つづきまして、農地法第4条関係、議案書7ページでございます。
議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 議案書8ページをご覧ください。

8号は、〇〇の 〇〇氏が、賃貸共同住宅の駐車場を拡張しようとする申請でございます。

本件は、是正案件であり、申請人は、経営する賃貸共同住宅に空室ができて入居者が決まらず困っていたときに、不動産業者から一室あたり2台分の駐車場がない物件はなかなか決まらないといった助言を受け、造成工事に着手したところ、農業関係者から注意があり、転用許可を受けなければならないことを知りました。申請人は深く反省し、「今後農地を造成するときは、事前に専門家の指導を受け、法令遵守することを誓います。」との始末書が提出されておしま

す。

9号は、〇〇の 〇〇氏が、農家住宅及び農業用倉庫を建築しようとする申請でございます。

本件は、是正案件であり、申請人の父親が、昭和48年に農家住宅を建てた際に当該住宅の一部を申請地に建築するとともに、庭として利用しておりました。また、昭和55年に農業用倉庫も建築しております。この度、申請地を売却するため調査を行ったところ、違反転用であることが発覚いたしました。申請人からは、「今後、農地を利用するときは、事前に専門家に相談をして法令遵守することを誓います。」との始末書が提出されております。

10号は、〇〇の 〇〇氏が農業用施設を建設しようとする申請でございます。

本件は、是正案件であり、経営規模拡大に伴い、従業員の雇い入れ、農作業の機械化、機械の大型化により、資材置場や従業員の駐車場が不足し、平成30年頃から申請地を無許可で転用して使用しており、申請人はこのことについて深く反省しており、「許可を得ず農地を造成してしまし大変申し訳なく思います。以後このようなことがないようにいたします。」との始末書が提出されております。

以上3件、ご審議よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただ今、事務局より説明がありました3件であります、8号から地元の委員さんのご意見を伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

地区委員

8号 問題ありません。

9号 問題ありません。

10号 問題ありません。

議長

ありがとうございます。

地元の委員さんの方からも問題がないということでございますが、他にご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ありがとうございます。

「異議なし」ということでございますので、以上3件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条関係

議長 続いて、農地法5条関係、議案書は9ページになります。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

それでは議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案書10ページをご覧ください。

38号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天資材置場及び露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

39号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、賃貸共同住宅の駐車場を拡張しようとする申請でございます。

本件は、議案第2号4条関係の8号と関連する是正案件であり、先にもご説明しましたとおり、申請人は、造成工事に着手したところ、農業関係者から注意を受け、転用許可を受けなければならないことを知り申請に至った次第であり、この度の行為を深く反省しており、「今後農地を造成するときは、事前に専門家の指導を受け、法令遵守することを誓います。」との始末書が提出されております。

40号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。

41号は、〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自治会集会所を建築しようとする申請でございます。

42号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

43号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天資材置場及び露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

議案書11ページをご覧ください。

44号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

45号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、貸露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

46号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、宅地の拡張をしようとする申請でございます。

47号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所

有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

48号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、農業用倉庫を建築しようとする申請でございます。

議案書12ページをご覧ください。

49号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇氏ほか〇名から所有権移転を受け、賃貸共同住宅を建築しようとする申請でございます。

50号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

51号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

52号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏ほか〇名から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

53号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

議案書13ページをご覧ください。

54号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

55号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

56号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、倉庫を建築するため敷地を拡張しようとする申請でございます。

本件は、是正案件であり、譲渡人である 〇〇氏の父親が昭和50年頃に申請地に農業用倉庫を建築したもので、この度、 〇〇氏が当該農業用倉庫の登記を行う際に当該土地が違反転用であることが発覚いたしました。 〇〇氏からは「農地法の認識と理解が乏しく、相続により取得したものではありませんが、これからは法律を遵守します。」との始末書が提出されております。

以上、19件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今、事務局より説明がありました19件であります。まず、38号より地元の委員さんの意見を伺いたいと思います。

よろしく願いをいたします。

地区委員 38号 問題ありません。

39号 問題ありません。
40号 問題ありません。
41号 問題ありません。
42号 問題ありません。
43号 問題ありません。
44号、45号 問題ありません。
46号、47号 問題ありません。
48号、49号 問題ありません。
50号 問題ありません。
51号 問題ありません。
52号、53号 問題ありません。
54号 問題ありません。
55号、56号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題なしということではありますが、他に
ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでございますので、以上19件を原案ど
おり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条転用事業計画変更関係

議長 議案書14ページ、議案第4号、農地法第5条の規定にかかる転
用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。
それでは、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局 15ページをご覧ください。
1号は、〇〇の有限会社 〇〇 が建売分譲を目的として、平成
25年11月の部会にてご審議いただき、進達・許可された案件で
ありますが、許可後、宅地造成工事に手間取り販売のタイミングに
恵まれず、建売住宅をする目途が立たないことから、貸露天駐車場
として変更するため承認を受けようとするものでございます。
本件申請地は、造成後、会社の資材置場及び駐車場として、近年は
貸駐車場として利用されており、申請人からは、「転用目的に違反し

て利用していることを反省し、今後このようなことが無いよう十分注意します。」との始末書が提出されております。

16ページをご覧ください。

2号は、令和3年1月総会にてご審議いただき、進達・許可された案件であります。当初は、〇〇氏が居住する住宅を子である〇〇氏に譲渡し、新たにバリアフリー化された自己住宅を建築することとしておりましたが、許可後、宅地造成を行ったものの、〇〇氏が営む家業を継続するのに、現在の住まいをリフォームし居住の方が利便性が高いといったことなどから、〇〇氏が子が小学校に入学するのを機に検討を行った結果、〇〇氏が当該事業を継承することとなったため、変更承認を受けようとするものです。

以上2件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明のありました2件ではありますが、1号から地元の委員さんのご意見をお伺いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

地区委員 1号 問題ありません。

2号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

1号、2号とも地元の委員さんからは問題ないということですが、他に、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上2件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農業振興地域整備計画変更関係

議 長 次に、農業振興地域整備計画変更関係、議案書17ページ、議案第5号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 議案書18ページをご覧ください。
位置図及び地番図は19ページとなります。
4号は、申請人である〇〇の 〇〇 氏とその妻は、現在、母及び妹家族と同居しており、子どもの成長に伴い居宅が手狭になってきたため、 〇〇 氏の母親が所有する土地で自己住宅の建築を検討した結果、申請地以外に適地がないことから、農用地区域から除外をしようとする申請でございます。
以上、1件ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
以上1件であります。これについて、地区委員さんにご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

地区委員 4号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題ないということではありますが、他に、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということですので、以上1件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、議案書20ページになります。議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長より意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明いたします。

事務局 議案書22ページをご覧ください。
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告

いたします。

詳細につきましては、議案書23ページから41ページとなっております。農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、118件、面積は、31万2,556.00㎡となっております。そのうち、所有権移転は、3件、面積は、5,042.00㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただ今、事務局より説明がありました中の24ページの申請番号1324号から25ページの申請番号4118号までの借受人は、新規就農者であり、面接を行っておりますので、ご報告をお願いしたいと思います。

まず、1324号を事務局より報告願います。

事務局

事務局より報告させていただきます。

今回の新規就農希望者は〇〇の 〇〇 氏、〇才であります。〇〇 氏は〇〇の 〇〇 で約1年半、アルバイトや研修を受けております。今回、〇〇の農地、3,130㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。栽培する作物は、白ネギです。

今後については、栽培の状況を見ながら、約7,000㎡まで規模を拡大する予定です。担当地区委員と相談した結果、面接は必要ないと判断しましたが、就農調書の提出は受けております。〇〇 氏の就農については特に問題はないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3261号、3262号及び4115号を栗田房信委員さん、よろしくお願いいたします。

栗田房信委員

今回の新規就農希望者につきまして6月26日に西部支所において面接を行いました。面接を行ったのは、渡邊職務代理者、曾我照一委員及び私、栗田です。当案件の申請人は〇〇の 〇〇 氏、〇才であります。〇〇 氏は令和3年5月から令和5年5月まで〇〇 で研修を受けております。研修が終了しましたので、今回、〇〇と〇〇の農地、4,922㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものでございます。栽培する作物は、きゅうり、ねぎ、里芋です。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を

終了しました。 ○○ 氏の就農については特に問題ないと判断します。

以上で報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

栗田委員さん及び面接に参加されました委員の皆さんにおかれましては、大変お忙しい中、ありがとうございました。

続きまして、4116号を伊藤健一委員にお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

伊藤健一委員 今回の新規就農希望者につきまして6月26日に丹原サービスセンターにおいて面接を行いました。面接を行ったのは、渡邊職務代理者と私、伊藤であります。当案件の申請人は○○の○○ 氏、○才であります。○○ 氏は令和3年7月から令和5年6月まで○○ で研修を受けております。研修が終了したので、今回、○○の農地、4,873㎡を利用権設定で借り受けまして、就農しようとするものです。栽培する作物は、きゅうりで、ブロッコリーなどのほかの野菜も予定しております。その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。○○ 氏の就農については特に問題ないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

伊藤委員さん、ともに携わったほかの委員さんも、大変お忙しい中、ありがとうございました。

続きまして、4117号及び4118号について、曾我照一委員さんが面接を行っておりますので、ご報告をお願いしたいと思います。

曾我照一委員 今回の新規就農希望者につきましては、6月26日に西部支所において面接を行いました。面接を行ったのは、渡邊職務代理者、永井和俊委員及び私、曾我です。当案件の申請人は○○の○○ 氏、○才であります。○○ 氏は○○の○○ で1年半、研修を受けております。研修が終了しましたので、今回、○○と○○の農地、7,193㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。栽培する作物は、ぶどうですが、さつまいもやとうもろこしも予定しているそうです。その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。○○ 氏の就農については特に問題ないと判断します。

以上で報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

曾我委員さん及びそれに携わった委員さんにつきましては、大変お忙しいところ、ありがとうございました。

ただ今、説明がございました以上のような内容でございますが、よろしくご審議をお願いしたいと思います。委員の皆さんからご意見、ご質問ございませんでしょうか。

委員一同

異議なし。

議 長

ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

西条市農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更
に係る意見の決定

議 長

次に、議案書42ページになります。議案第7号、西条市農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更の意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を農水振興課より説明いたします。

農水振興課

西条市農水振興課の高橋でございます。

着座にてご説明させていただきます。

今回、資料の「西条市農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更について」を説明いたします。この基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、県が作成する農業経営基盤強化促進に関する基本方針に則して、西条市が定めているものです。具体的には、認定農業者や認定新規就農者が目標とする所得水準・労働時間の基本的考え方、営農類型ごとの指標、また、こうした経営に集積すべき農用地の面積シェアの目標、農業を担う者の確保及び育成に関すること、さらには経営改善を図ろうとする担い手への育成方策について総合的に定めたものとなっております。今回は、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針が令和5年6月28日付けで変更されたことに伴い、市が策定する基本構想についても同様の見直しを行うこととしております。

主な変更内容は3点ございます。

1点目は、第4のところ、農業を担う者の確保及び育成に関する事項を追加しております。具体的には、認定農業者制度、認定新規就農者制度等の認定を受けた者に対して、関係機関と更なる連携強化を図り、各種支援制度の活用や相談対応に取り組むこととしております。また、新たに農業経営等を行う青年等の就農を促進するため、就農しようとする者の受入れから定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を確立していくとともに、関係機関と連携し随時フォローアップ等を行うことで、認定農業者へと誘導していくこととしております。さらには、関係機関との連携や役割分担を明確化し、就農希望者のマッチング強化や必要とする情報提供等について具体的に明記しております。

2点目は、第5の2のところ、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項について、地域計画の策定を通して、団地面積の増加を図り、農用地の集積を加速化させることを追記しています。

3点目は、第6のところ、人・農地プランが法定化され、地域計画と名称を変えて基盤法に位置づけられたことに伴い、協議の場の設置及び地域計画の策定に関する事業を追記するとともに地域計画策定後には、農用地利用集積計画が農用地利用集積等促進計画に統合されることから、利用権設定促進事業等に関する事項を削除しております。

なお、追記した具体的な事項は、協議の場の開催、参加者や協議すべき事項、相談窓口の設置、地域計画の区域の基準、策定に向けた進め方となっております。詳細は、その他、県基本方針等との整合を図るため、本文の一部修正を行っております。新旧対象表をご確認いただければと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今、農水振興課の方から説明のありました内容でございますが、よろしくご審議お願いいたします。

委員の皆さん、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしく願いいたします。

一色達夫委員 文書を読ませてもらいましたら、1の変更の経緯ということについて、人・農地プランを法制化し、地域の話し合いにより云々という文言がありますが、このところ、この中で人・農地プランの紹介が連なっていないんじゃないかというような気がするんですけれ

ど、その点、どのように対応するのでしょうか。

議 長 一色委員さんのご意見に対し、農水の方でご回答願えたらと思います。

農水振興課 農水振興課の日野でございます。
今回、人・農地プランは地域計画に変更になるんですが、地域計画に関しては、2年後の令和7年3月の策定を目指しております。ですので、協議の場というのが地域の話し合いということになってきますが、予定としましては、今年度末、3月頃を予定しております、地域の中で話し合っていくことになります。

一色達夫委員 わかりました。

議 長 ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委員一同 ありません。

議 長 それでは、「異議なし」といこととでございますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議 長 次に、43ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。
令和5年5月16日から、令和5年6月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項の解約通知を20件、農地法施行規則第29条第1号の届出1件を受理いたしております。
以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局より報告承認案件について報告がございましたが、これに対して、ご意見、ご異議等がございませんか。

(意見なし)

議長 異議がないようでございますので、報告承認案件を終了いたします。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。この際でございますので、委員の皆さんから何か意見がございましたらお受けしますが、ありませんか。

(意見なし)

議長 ないようでございますので、以上で本日の総会を閉会いたします。慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	44号を除き原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	西条市農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更に係る意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和5年7月5日 午後2時49分